

[家庭福祉課関係]

1. 社会的養護体制の拡充について

(1) 子ども・子育てビジョンの策定等について（社会的養護関連）

現行の「少子社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」については、政府として、その見直しに向けた検討が進められ、平成22年度から平成26年度までの今後5年間の施策内容と数値目標を盛り込むこととして、1月29日、新たに「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されたところである。

国の策定した行動計画策定指針では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化など、都道府県が後期行動計画を策定するに当たっての方向性や考え方を示したところであり、各自治体におかれては、地域の実情を踏まえ、社会的養護関連の計画実施に努めていただきたい。

(2) 里親委託等の推進について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、昨年4月に改正された児童福祉法等においては、社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等、里親制度を推進する取組を進めているところ。（関連資料1 参照）

また、同法改正で「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」が、里親委託、施設入所に加わる新たな社会的養護の受け皿として位置づけられ、普及が期待されているところである。（関連資料2 参照）

さらに、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」については、平成22年度予算案において、さらに推進することとしている。（関連資料3 参照）各自治体においては、里親会等に同事業の一部を委託する等の工夫をこらし、積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

(3) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たっ

て、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、改正後の児童福祉法等においては、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとしているところである。（関連資料4 参照）

また、平成20年度からモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」は、平成22年度予算案において「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとしたところである。（資料8 参照）

施設等を退所する子ども等が、親がいない等の事情により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要であり、平成19年度から、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施しているところである。

各自治体におかれては、引き続き自立援助ホームの設置促進をはじめとして、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

（４）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着形成に問題のあった子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨を踏まえ、施設におけるケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施を進めており、子ども・子育てビジョンでは平成26年度までに800か所を計画的に整備することとしている。また、児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設は平成26年度までに300か所を整備することとしている。（関連資料5 参照）

平成22年度予算案においては、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員（非常勤）を配置するととも

に、1 本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の条件をもって緩和（1 施設あたり 3 か所まで）することとしており、これらを活用してケア形態の小規模化の一層の推進に努めていただきたい。

② 家庭支援専門相談員・個別対応職員等の拡充

社会的養護施設の職員について、平成 22 年度予算案においては、乳児院における被虐待経験のある乳幼児のケアの向上のため、被虐待児個別対応職員の配置を拡充し、さらに乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を強化するため、非常勤の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置の拡充を図ることとした。

また、児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を行うこととしており、これらを活用して児童福祉施設におけるケアの質的向上に努めていただきたい。

③ 児童家庭支援センター等の拡充

児童家庭支援センターについては、平成 22 年度予算案において、心理療法担当職員の常勤化を推進しているところである。（関連資料 7 参照）

また、改正児童福祉法により、施設に附置されていなくても児童家庭支援センターとなることが可能となった。

運営機関としては、例えば児童虐待関係で相談実績を有する団体や妊産婦に対する相談支援を行っている医療機関などを想定している。

子ども・子育てビジョンでは、平成 26 年度までに 120 か所を計画的に整備することとしており、今後、児童家庭支援センターの設置促進を図っていただくようお願いする。

（5）施設機能見直しのための調査について

平成 19 年 11 月の「社会的養護専門委員会報告書」で、

① 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めたケア改善に向けた方策を検討する必要がある。

② 見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

との提言が行われ、これを受けて、施設内で行われているケアの現状を把握するための調査・分析を行い、その基本的な集計を昨年 10 月の社会的養護専門委員会へ報告したところである。

今後、さらに詳細な集計・分析を進め、その結果や次世代育成支援策

の再構築及び財源のあり方に関する議論を踏まえ、施設機能の見直しについての検討を進めることとしている。

2. 児童養護施設等の整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」等の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下、「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定において入所者の居住環境への十分な配慮をお願いする。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することとしている。

平成22年度予算案においては、施設の小型化を推進する観点から児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、入所児童に対するケアの環境の充実に努めていただきたい。

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

(1) 児童扶養手当について

ア 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成22年度の児童扶養手当額については、平成21年の全国消費者物価指数の下落が対前年1.4%であるため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、平成21年度と同額に据え置かれることとなる。

手当額

	(平成21年度)		(平成22年度)
全部支給（月額）	41,720 円	→	据え置き
一部支給（月額）	41,710 円	→	据え置き
			～ 9,850 円

イ 児童扶養手当の一部支給停止措置について

各自治体におかれましては、昨年度より実施している児童扶養手当の一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務については、「支給要件に該当するに至った日から7年」の要件に該当する受給資格者が、平成22年4月に初めて児童扶養手当法第13条の2に基づく手続を行うことが必要となるが、これらの方への事前通知の送付について漏れがないよう対応頂くことに加え、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等引き続き進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随意支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促していただくようお願いする。

ウ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているところであるが、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては下記の事項に留意のうえ、引き続き適正な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わ

るため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。(関連資料9 参照)

(2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の4本柱による自立・就業に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化はみられないところである。

母子家庭等の自立促進のためには、就業支援に力を入れていく必要があるが、事業ごとに見ると、未実施の自治体も多く実施自治体の間でも取組状況に差があるところである。未実施の自治体におかれては事業の空白地がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても、一層の積極的な取組を行うことにより、母子家庭の就業の促進が図られるようお願いする。

また、就業支援に関する施策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策を実施しており、母子家庭の母等の就業支援を推進するためには、それらの施策も効果的に活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施にあたってはよく連携し、効果的な実施に努められたい。

ア 母子家庭等就業・自立支援事業

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、センターの設置については全国的にサービスの体制が整ったところであるが、就業支援事業等の各メニュー事業ごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。(関連資料10 参照)

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであるが、平成22年度予算案においては、本事業のうち「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」について、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数

に応じた運営費の加算を行うこととしているので、センターの土日開所について積極的な実施をお願いします。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

②一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウの一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

イ 母子自立支援プログラム策定等事業

①母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業である。そのため、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、平成23年度までにプログラム策定件数を2万件とすることを目標として掲げているところであり、未実施の自治体については早急に取り組みたい。

また、平成20年度から、直ちに就業活動に移行できない母子家庭の母について、就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う就業準備支援コース事業を創設しているため、各自治体におかれては、積極的な実施にご協力いただきたい。

②生活保護受給者等就労支援事業

母子自立支援プログラム策定等事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークが、福祉事務所等と連携して就労支援プランを策定し、担当者制によるきめ細かな就業支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるが、本事業につ

いては、福祉事務所等の福祉関係部門とハローワーク等の雇用関係部門間の連携が重要となることから、母子自立支援プログラム策定員等の母子家庭の支援担当者からハローワーク等に対する円滑な支援要請が行われるような体制整備等について、管内の市等も含め特段の配慮をお願いする。また、その際には、プログラム策定に当たって、予めハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、円滑な支援要請が可能となるような工夫をお願いしたい。(関連資料11 参照)

ウ 母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、本事業のうち、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、より多くの母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、安心こども基金等を活用し、平成21年6月から、①支給額を引き上げるとともに、②平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を、これまでの「修業期間の最後の1/2の期間(上限18か月)」から「修業期間の全期間」に延長したところである。各自治体におかれては、引き続き、必要な予算の確保や母子家庭の母等に対する適切な周知についてお願いしたい。(関連資料12 参照)

エ ひとり親家庭等の在宅就業支援

ひとり親家庭等の在宅就業支援については、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」により、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることとしているところである。

本事業については、昨年12月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の『在宅就業』の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」とされたこと受け、事業の運用の改善を行い、地方公共団体の策定する事業計画について、都道府県において審査・採択する仕組み(都道府県審査分)を新たに設けたところであり、先月18日に開催した全国児童福祉主管課長会議において示した事業例を参考に、積極的な実施をお願いしたい。

また、在宅就業はひとり親の自立支援のみならず、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義や人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義を持つように、政策として多面的な意義を持つものであり、その実施に際しては、雇用関係部局、商工関係部局等との連携に特に留意いただきたい。（関連資料14 参照）

オ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象とした訓練としては、①座学と実習を組み合わせた実践的な職業訓練である日本版デュアルシステム、②事務やパソコン等女性の受講ニーズが高い分野における座学中心の訓練に、託児サービスをセットして提供している委託訓練、③DVや離婚等により精神的にダメージを受けた者に配慮した特別訓練、④自立支援プログラムに基づき、就職の準備段階としての「準備講習」と職業訓練を組み合わせた「準備講習付き職業訓練」の4つを用意している。

特に平成21年度から開始した託児サービス付きの委託訓練については、訓練を申し込む際にあわせて託児サービスについても申し込むもので、受講生1人につき複数のお子さんを預かることも可能としている。

また、同じく今年度創設したDV被害者等に対する職業訓練についてが、職業自立を可能とするための基礎スキルであるパソコン能力を習得することを目的とし、実施機関の訓練担当者に事前研修を実施し、訓練の指導スピードもゆるやかにするなど、精神的なダメージにも配慮した訓練運営を行うとともに、託児サービスも提供している。

これらの新しい取組については、特に、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）（関連資料15～18 参照）

カ 緊急人材育成支援事業

雇用保険を受給できない者等に対する無料の職業訓練（基金訓練）と訓練期間中の生活保障である「訓練・生活支援給付」の実施を内容とした緊急人材育成支援事業を平成21年7月から実施している。

基金訓練では、①職種に関わりなく必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成等）や②医療、介護・福祉等の分野で必要とされる基本能力から実践能力を習得するための訓練を実施している。また、それ

と併せて、それらの訓練及びハローワークのあっせんにより公共職業訓練を受けている雇用保険を受給できない者のうち、年収等の一定の要件を満たす者について、訓練期間中の生活保障として月10万円（被扶養者家族を有する方にあつては月12万円）の「訓練・生活支援給付金」を支給しているところである。（関連資料19 参照）

本事業については、公共職業訓練の受講ができない場合に受講することも可能であり、また、雇用保険や訓練手当を受給できない母子家庭の母等であっても、要件に該当すれば「訓練・生活支援給付」を受給しながら訓練を受講することが可能である。

各自治体においては、公共職業訓練の各種メニューと併せて、積極的な周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。）

なお、申請手続きや、各地における訓練の実施状況については、厚生労働省や中央職業能力開発協会のホームページに掲載しているところである。

<関連HP>

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/index.html>

中央職業能力開発協会HP：<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>

キ 中小企業雇用安定化奨励金

ハローワークにおいて、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、奨励金を支給しているところである。

本事業については、取組の一層の推進を図るため、平成22年度から支給額の引上げ等を行うこととしており、対象となる労働者が母子家庭の母である場合の支給額も引上げとなるので、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

<支給内容>

- ・就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を設け、1人以上正社員に転換させた場合 1事業主につき40万円
- ・転換制度導入後、3年以内に2人以上、正社員に転換した場合 1労働者につき20(30^{*})万円
※労働者が母子家庭の母等の場合

ク マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。既存のマザーズハローワーク事業の拠点148か所（マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー100か所）に加え、平成22年度予算案においては、新たに、ハローワーク内にマザーズコーナーを15か所設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）
（関連資料20 参照）

ケ 母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

コ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

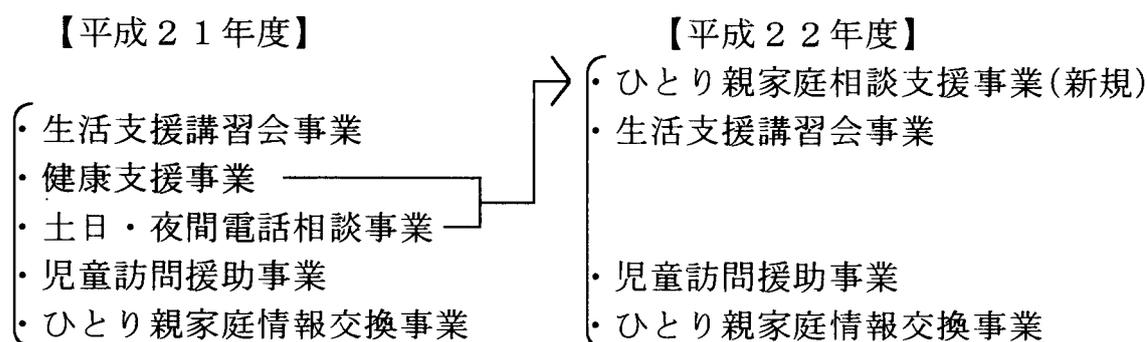
(3) ひとり親家庭生活支援事業の改正について

ひとり親は、ひとり親家庭となったその時から、子育てと家計の2重の負担を抱えることとなり、その生活が大きく変化するとともに、就業と家事等の日々の生活に追われ、子どもの養育や自身の健康面など様々な困難に直面することになる。

そのような課題に対応するため、生活支援講習会の開催、個々の家庭の状況に応じた健康の面のアドバイス、平日夜間・休日における電話相

談などを実施してきたところであるが、平成22年度から、父子家庭をはじめとする育児や家事などの生活面における相談ニーズに対する支援体制の充実のため、現行の「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」を組み替え、それらの事業内容も含める形で、相談員を配置し、土日も含めた生活相談を実施する「ひとり親家庭相談支援事業」を創設することとしたので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

<ひとり親家庭相談支援事業のイメージ>



(4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。(関連資料21 参照)

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官のOBなど養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成22年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等のひとり親が訪れる機会のある各種相談窓口等において配布する等ご活用いただきたい。

(5) 母子寡婦福祉貸付金について

ア 平成22年度における拡充について

母子家庭の経済的自立のためには、安定した就業の確保が重要であり、高等技能訓練促進費による資格取得の促進等の就業支援策の推進を図っているところであるが、多くの資格については、取得に際して高等学校の卒業が必要であり、高等学校を卒業していない母子家庭にとっては非常に厳しい状況にある。

このため、平成22年度から、母子家庭の母等が高等学校等に通う際に必要となる入学金や学費等について、技能習得資金を活用して貸し付けることを可能とすることとしている。

また、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額についても、実際に必要となる金額を考慮し、現行の8万5千円から16万円に引き上げることとしているのでご留意いただきたい。

イ 貸付の際の留意事項について

母子寡婦福祉貸付金の貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適性に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

(6) 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成22年度においても、同様に表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体やハローワーク等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(7) 安心子ども基金を活用した自立支援施策の積極的な実施について

母子家庭等の自立支援については、平成21年度第1次補正予算により安心子ども基金を拡充し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長やひとり親家庭が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問等の施策の拡充を図ったところである。

これらの事業については、平成23年度までの事業について補助の対象としていることから、各地自治体においても積極的な実施をお願いしたい。

(8) 母子家庭等対策総合支援事業の執行について

母子家庭等対策総合支援事業に係る平成22年度の補助金交付については、下記のスケジュールにより行うこととしている。これに伴い、交付申請の時期が大幅に早まることとなるが、早期執行の観点から御了知頂くとともに、管内市等を含め事務に遺漏がなきよう取り計らいをお願いします。

<平成22年度における補助金交付スケジュール（予定）>

5月末	当初交付申請締切
夏頃	当初交付決定
秋頃	所要額調査
1月上旬	変更交付申請
年度末	変更交付決定

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

（1） 婦人相談所等の体制の強化について

平成20年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、24,879人（前年度23,758人）、31.3%（前年度30.7%）となっている。（関連資料25、26 参照）

また、一時保護された女性6,613人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,666人で70.6%を占めている。

一時保護委託契約施設数は261カ所（平成21年4月1日現在）であり、前年度と同数である。

婦人相談所等に関しては、

- ① 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
 - ② 婦人相談所職員等への専門研修
 - ③ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
 - ④ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化
- 等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成22年度予算案では、人身取引被害者支援体制の強化を図るため、婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費について補助することとしているので、被害者等の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ① 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
 - ② 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
 - ③ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談・保護等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
 - ④ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用
- 等により、適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者等の安全確保、支援の充実に向けた一層の取組をお願いします。

(2) DV被害者に対する自立支援等について

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果として、「一時保護の機能の充実」についての勧告が行われた。同勧告を踏まえ、同年11月に家庭福祉課長名で通知を発出し、

① 夜間・休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること

② 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること

等の留意事項をお示ししたところであるので、引き続き適切な対応をお願いします。

※「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

児童手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、児童手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者の児童手当を停止し、DV被害者が児童手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。今国会に法案を提出している子ども手当についても、同様の取扱いとする方向で検討がされている。申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願いとするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

(3) 人身取引被害女性の保護について

人身取引被害女性の保護については、これまで婦人相談所等に保護を

求めてきた270名（平成13年4月1日～平成21年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より、婦人相談所から民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を実施しているところであり、平成21年11月末までに91名の一時保護委託が実施されたところである。（関連資料27 参照）

「人身取引対策行動計画」（平成16年12月策定、以下「旧計画」という。）が策定されてから5年が経過し、その間、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害女性の保護が図られるなど、旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げたと言える一方で、ブローカー等が被害女性を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格をもって入国させるなど、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきている。こうした国内情勢や、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心の高さ等の内外からの指摘を踏まえ、このたび、犯罪対策閣僚会議（平成21年12月22日）において、「人身取引対策行動計画2009」（以下「新計画」という。）が決定されたところである。

新計画には、婦人保護事業に関連する事項として、

- ①潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - ②被害者に対する法的援助に関する周知等
 - ③中長期的な保護施策に関する検討
- 等が盛り込まれている。（関連資料28 参照）

これまでも婦人相談所の体制について、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いする。

また、人身取引被害女性への対応における留意点等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

